

## 助 成 金 交 付 規 程

第1条（趣旨） 一般財団法人京都高等学校（以下本財団という）は、初等・中等教育における教育、社会福祉の振興を図るため、定款に定める分野の事業を行っている団体並びに法人（以下「団体等」という）にたいして範囲内において助成金を支給するものとする。 助成金の支給については、この規程の定めるところによる。

（注）本規程の対象となるのは京都府下において自治体又は自治会などに届け出がなされている非営利活動を目的とした団体等に限る。政治、宗教活動並びに反社会的勢力とは関わり合いが無い事。

### 第2条（助成の対象）

次の各号いずれかに適合するものとする。

- （１） 学校など教育機関： 京都府下の特別支援学校及び総合支援学校とする。
- （２） 講演会・セミナー等： 京都府下で開催される後援会・セミナー等を開催する団体等。

### 第3条（助成の金額）

- 1. 支援学校などの教育機関 ： 上限 単年40万円又は2年80万円（募集要項による）
- 2. 講演会・セミナー等 ： 年間総額 200万円 （募集要項による）

### 第4条（助成金の申請手続き）

助成金の支給を受けようとする団体等は、ホームページ上の募集要項に記載のある書類等を本財団に提出しなければならない。

### 第5条（選考の方法）

選考委員会が精査、選考し、理事会が決定する。

選考委員会は、助成対象者に対して必要と判断した時は面接を行うことができる。

### 第6条（助成金の支給）

助成金の支給は年1回とする。

### 第7条（変更事項）

次に掲げる各号に該当した場合は、本財団に速やかに報告し、承認を得なければならない。その上で本財団の判断で助成金の減額又は取り消し、及び支給済みの場合は助成金を返還請求することがある。

- (１) 助成事業を中止又は完遂する見込みが無くなったとき
- (２) 助成事業の内容を変更するとき
- (３) 助成事業の活動地域が京都府下以外になったとき

#### 第8条（助成金の取消）

助成金を受けた者が、正当な理由なく次の各号の一に該当する時は、助成金を取り消すことがある。この場合、すでに支給した助成金については返還を請求するものとする。

- (１) 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき
- (２) 提出した書類に虚偽があったとき
- (３) 助成金を目的以外に消費したとき

#### 第9条（報告及び調査）

本財団は、助成事業の適正な運営を図るために必要があると認めた時は、助成を受けた者に対して企画及び運営等に関して口頭での報告を求めることができると共に、必要に応じて調査することができる。

#### 第10条（実績報告）

助成を受けた団体等が事業を完了した場合は、完了後2か月以内に本財団が定める書面報告書（ホームページよりダウンロード）を提出しなければならない。

#### 第11条（結果の公表）

本財団活動の広報の一環として、助成を受けた団体等の名称及び報告された事業の内容について、本財団ホームページ上に公表することができるものとする。

#### 第12条（その他）

その他本規程に定めのない事項等は、理事会の決議により定めるものとする。

#### 付 則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程を変更しようとする時は、理事会の議決を経なければならない。